生活・福祉・教育の大改悪を許すな!

札幌 共同連絡センター通信

http://www.sapporo-syahokyo.jp/syaho_kyodo.htm

2012年9月29日
第28号
事務局:札幌社保協内
電話:823－0867
FAX:821－3701
E-mail:
s-syaho@kin-ikyo.or.jp

市営住宅家賃 おかしな減免見直し(引き上げ)

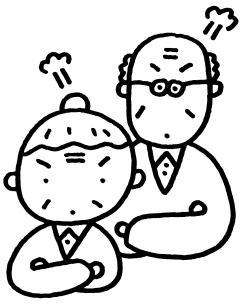

所得の低い人の家賃引き上げは「負担の公平」か!?

札幌市が２０１１年１２月に「市営住宅使用料等の適正な負担のあり方」諮問していた「住まいの協議会」の答申が、今年７月に出ましたが、内容は家賃減免を改悪し、低所得者の負担を大きくするものです。今後、答申を基にした市の案が出されることになります。

減免割合を小さくし最低家賃を上げる、老年者控除の廃止・医療費控除の見直しなど

主な改悪内容は、①現行１～８割の減免６区分を１～６割の４区分にして減額割合を小さくする、②最低家賃を３５００円→４２００円にする、③所得計算の際65歳以上の老年者控除を廃止する、医療費控除も廃止検討。改善点として、Ａ：減免基準を生活保護基準４人世帯～３人世帯に変更するので対象が少し広がる、Ｂ：婚姻歴のないひとり親（いわゆるシングルマザー）も減免対象にする。

減免世帯だけの改悪～減免世帯で平均１．５倍の値上げ、８割減免世帯では１．９倍に

今回は「減免制度の改悪」のため、もともと低所得の市住入居者の中でもさらに収入の低い減免を受けている世帯（入居世帯の３０％以上）を狙い撃ちにした平均１．５倍の引き上げです。最も収入の低い８割減免世帯では下表のように現行の２倍の家賃となる世帯も出てきます。老年者控除の廃止は所得計算方法を変えるものの、減免対象世帯が減ることになり、医療費控除の廃止を行えばやはり減免対象者が減ります。

公営住宅法は憲法２５条に基づいており低廉な家賃は当たり前～「安すぎる」は筋違い

公営住宅法で「国及び地方公共団体が･･･住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸すること･･･生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的」にしているのが公営住宅です。元々収入の低い層を対象にした公的な住宅であり、民間賃貸住宅より使用料－家賃を低くしているものです。なおかつ減免制度を設け、収入がない人や低い人にはさらに負担軽減を図っています。

市民オンブズマンへの苦情でも、市住家賃が安すぎるという苦情は１件もありません。給与・年金の収入が減る一方で社会保険料は上がり、失業も増える中で公的家賃の減免制度は一層必要です。他の政令市よりも減免が大きいと言いますが、札幌は政令市の中でも市民所得が最低水準であり、減免の必要性が高いのです。

入居できない人と入居者との「負担の公平」は減免制度改悪ではなく、市住建設や入れない人への特別対策を

答申では何度も「低所得者でも市営住宅に入居できない人がいるので公平性の確保」が必要と強調しています。多くの人が入居できないのはそもそも市住の戸数が少ないからであり、市営住宅の建設が急務であること、また入居できない人への家賃軽減対策などを考えるべきです。入居者の減免世帯へ責任を転嫁して家賃を引き上げるのは全く「公平」ではありません。「修繕費がかかる」などと市は言いますが、今まで修繕費は市の一般会計から出ており、家賃とは直接関係ありません。

市住家賃の引き上げの理屈は福祉の変節につながる－市への改悪反対要望署名を集めましょう

今回の市住家賃引き上げの「理屈」であれば、全ての福祉が「受けられない人との負担の公平」を理由に「受益者負担増」が推し進められることになります。現在、生活と健康を守る会や共産党が中心になって改悪反対の署名を入居者を中心に集めています。さらに入居者だけでなく、多くの市民にも訴えましょう。

世帯状況	収入	現行減免基準	「改正」後	引き上げ額・率
５人世帯 夫45才・妻44歳 高校生1、中学生2人	夫給与年収247万円 所得155万円 家賃対象月収０円	８０％減額 負担家賃４，９２０円 （月額）	家賃対象月収０円 ６０％減額に変更	負担家賃９，８４０円 ４，９２０円増 現行比２００％
２人世帯 夫75歳、妻67歳	夫年金93万円、妻年金68万円 家賃対象月収０円	８０％減額 負担家賃３，５００円 （最低負担額）	家賃対象月収０円 ６０％減額に変更	負担家賃６，０８０円 ２，５８０円増 現行比１７３％